

平成 29 年 度

事業計画



日本赤十字社 千葉県支部
Japanese Red Cross Society

目 次

日本赤十字社千葉県支部事業体系（平成 29 年度）	2
第 1 災害救護体制の充実・強化	4
1 救護班の編成と研修	4
2 災害救護訓練	4
3 こころのケア研修	5
4 赤十字防災啓発プログラムの実施	5
5 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄	5
6 火災等被災者への救援物資配付と見舞金の支給	6
7 義援金の募集	6
8 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化	7
第 2 国際活動の充実	8
1 途上国等に対する支援	8
2 国際救援要員の養成	8
3 海外救援金（寄付金）の募集	9
4 安否調査	9
第 3 医療事業の充実	10
1 病院運営の健全化	10
2 医療提供体制の充実	11
3 患者サービスの向上	12
4 医療社会事業の推進	12
5 広報活動の強化	14
6 訪問看護ステーションの充実	14
第 4 看護師の養成	16
1 赤十字看護師養成のための修学支援	16
2 救護看護師の養成	16
3 県内看護大学生の災害看護教育への協力	16
第 5 血液事業の推進	17
1 安定供給	17
2 品質（安全性と有効性）の確保	20
3 適正な事業運営	20
4 骨髄バンク事業	21
第 6 健康・安全のための知識・技術の普及	22
1 赤十字救急法等講習の開催	22
2 講習普及体制の充実・強化	23
3 健康・安全思想の普及を目的としたイベントの開催及び協力	24
第 7 赤十字奉仕団による活動	25
1 防災・減災のための活動	25
2 地域の人々の健康と安全を守るための活動	25

3	赤十字思想の普及と組織強化のための活動	26
4	赤十字事業に協力する活動	27
5	奉仕団活動推進と各奉仕団、支部との連携のための会議の開催	27
第8	青少年赤十字の活動	29
1	学校関係者の理解促進と青少年赤十字活動の普及	29
2	青少年赤十字採用校（園）における活動の充実	30
3	事業実施体制の強化	31
第9	義肢製作所の運営	32
1	利用者の生活の利便性を向上させるための取り組み	32
2	赤十字ならではのサービス活動	32
3	最新情報による知識と適合技術の向上	32
4	利用者の拡大	33
5	障がい者福祉活動の理解促進	33
6	事故防止体制の徹底	33
第10	赤十字精神と社旨の普及	34
1	運動月間等における広報活動	34
2	年間を通じた広報・企画	34
3	赤十字活動資金の募集	35
4	企業との協働活動の取り組み強化	36
5	千葉県赤十字有功会による支援強化	36
第11	地域における赤十字活動	38
1	地域のニーズに即した赤十字活動の推進	38
2	地域における赤十字活動実施のための基盤強化	38
第12	事業推進のための会議と事業を担う人材の育成	40
1	評議員会	40
2	参与会議	40
3	研修会の開催	41
第13	収支予算の概要	42
1	一般会計	42
2	医療施設特別会計	44

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

取り組みの柱



主な取り組みとめざす方向

<ul style="list-style-type: none">・救護班要員研修や救護資機材習熟訓練等により救護班要員の知識と技術の向上を図る。・大規模・広域災害を想定した実践的な救護訓練を実施し、近隣支部等との連携強化を図る。また防災関係機関が主催する訓練にも積極的に参加し防災関係機関との連携強化を図る。・救護装備の計画的な整備を行うとともに、災害救援物資を常備することで、救護救援体制の強化を図る。・業務協定の締結機関(団体)と、日頃からの情報共有・実践的な訓練等を通じて連携強化を図る。・地域における防災意識の向上の担い手となり災害時には迅速かつ円滑な救護活動が行えるリーダー的人材の育成を図る。・赤十字奉仕団と防災ボランティアの協力・協働の体制を強化する。・自治会、各団体、企業等を対象に、赤十字防災啓発プログラムを実施する。
<ul style="list-style-type: none">・カンボジア地雷犠牲者救援事業及びモンゴルへの組織強化支援事業に対し資金援助を行う。・カンボジア、ミャンマー、東ティモールへの救急法普及支援事業及びネパールのコミュニティ防災事業・青少年赤十字海外支援事業に対し資金援助を行う。・人的支援に貢献するため、支部職員から国際救援要員を養成するとともに、既に国際救援要員である職員を国際医療拠点病院が主催する研修会に参加させスキルアップを目指す。・海外たすけあいキャンペーンを実施する。
<ul style="list-style-type: none">・経営基盤の安定強化を図るとともに、人材の確保と育成に努める。・高度医療、救急医療の充実と地域医療連携の強化に努める。・安全で安心、信頼のおける「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療の提供を推進する。・医療救援活動の充実強化と保健衛生活動の推進による健康増進活動に努める。・SNSの活用による積極的な情報発信と地域に密着した広報活動を実施する。・「地域に根ざした訪問看護」を実践する。
<ul style="list-style-type: none">・災害救護、国際救援活動など広く社会貢献できる赤十字看護師の養成を目指す。・日本赤十字学園の看護大学生への奨学金制度による修学支援を行う。・県内看護大学生への災害看護教育の協力
<ul style="list-style-type: none">・輸血用血液製剤の動向等を的確に把握し需要予測の精度向上を図り、医療機関の需要に対し広域需給管理による安定供給に努めるとともに、血液製剤の適正使用を促進する。・成分献血及び400mL献血を中心とした献血者の受入に対する県民の理解と協力を得るとともに、県・市町村並びに献血推進団体等と連携のもと、必要な血液量の確保に努める。・献血者を安定的に確保するための各種イベントや広報媒体の有効的な活用、複数回献血の促進、若年者への普及啓発、新規献血者の確保など、積極的な啓発活動を推進する。・献血者の安全を確保するため採血副作用や献血者事故の防止に努めるとともに、献血者が安心して快適に献血のできる受入環境の改善・整備を図る。・法令の遵守、インシデントレポートシステムの運用とともに、財政面では、より一層の費用削減や業務の効率化を図り、適正な事業運営に努める。
<ul style="list-style-type: none">・一次救命処置・応急手当の知識と技術を講習を通じて普及し、安心で安全な地域づくりに貢献する。・高齢者の介護や自立に役立つ知識・技術を普及する健康生活支援講習を受講者のニーズに応じたプログラムで取り組む。・指導員の育成・確保に努め、指導体制の強化を図るとともに講習資機材の整備により、講習会を効果的に実施する。・救急法の普及を目的として、楽しみながら、いざという時に活かせる救命及び応急手当の知識と技術の向上の機会とするため救急法フェスタを開催する。
<ul style="list-style-type: none">・災害に強い地域作り貢献するため、広く県民に対して自助・共助の理解と普及に努める。・各赤十字ボランティア及び青少年赤十字と協働し、住民が健康で安全に暮らせる地域を目指す。・奉仕団活動を通じて赤十字思想の普及に努め、赤十字事業推進の基盤である会員増強・活動資金の募集及び、赤十字奉仕団員の増強を図る。・活動の中核となるリーダーの育成に努め、組織の強化を図る。
<ul style="list-style-type: none">・青少年赤十字指導者(教職員)の理解促進を図るための各種研修会を開催するとともに、活動情報の共有と関係者間の交流の場の提供に努める。また、防災教育プログラムの活用の推進を図る。・青少年赤十字未採用校(園)に対する研修機会の提供、機関紙やホームページの活用等の広報活動を通じ、青少年赤十字の普及促進を図る。・学校現場の実情に即した具体的な活動メニューの提供を行い、活動の充実・定着を図る。・メンバー協議会、国際交流派遣事業、国内交流派遣事業等の県・地区行事を開催し、学校での活動との関連付けにより各採用校(園)での活動の充実を図る。・青少年赤十字指導者協議会との協働により、関係者間の連携を強化し、円滑な活動の展開のための体制整備・環境整備を行う。
<ul style="list-style-type: none">・障がいのある方々が安心して利用できるよう修理等の緊急時の対応を早期に実現するとともに、利用者の運動能力や生活環境に適した義肢の製作に努める。・高齢等により来所困難な方々への訪問サービスを行うとともに、障がいのある方々へのきめ細やかなサービス活動に取り組む。・常に製作・適合技術の向上に努め、品質の安定化を図る。また、利用者の運動能力や要望に応える製品をつくり、より一層の安心と信頼を提供する施設として取り組む。・ホームページやパンフレットでの広報を行うとともに、タブレットなどを活用し積極的な広報活動に努め、新規利用者の拡大を図る。・見学者や小中学生の体験学習などを積極的に受け入れ、赤十字事業への理解を深めるとともに、障がい者への理解を広げる人権教育の場としての取り組みを進める。
<ul style="list-style-type: none">・年間を通じて、積極的かつ創意的な広報活動を展開するとともに、県民に赤十字活動と活動資金の使途を明確に伝え、継続的な支援と新たな支援者拡大につなげる。・関係者との連携・協力による従来の活動資金募集を実施するとともに、寄付者の利便性に配慮した多様な募集環境の実現を図るための取り組みを行う。・企業が参画可能な赤十字活動メニューを選定・提示し、多様な形態での赤十字と企業の継続的なパートナーシップの構築・強化に努める。・有功会員への支部の運営状況等の情報を発信し、更なる支援強化を図る。また、魅力ある有功会活動を通じて会員の増強に努める。
<ul style="list-style-type: none">・地区区分区交付金を積極的に活用した地域性を生かした赤十字活動の充実を図るべく、情報提供等支援を行う。・関係者間の連携強化のため、会議・研修会を開催する。・赤十字活動マニュアル、情報管理システムの活用により、赤十字業務の標準化・効率化を図る。・地区区分区業務実査等により、支援者への説明責任を果たせる体制をつくる。

第1 災害救護体制の充実・強化

日本赤十字社の災害救護業務は、医療救護、救援物資の備蓄・配付、災害時の血液製剤の供給、義援金の受付など、災害の発生直後から被災者の自立の見通しが立つまでの間、災害の特性や被災者のニーズ等を踏まえて実施することとされている。

近い将来、発生が予測され、県内に大きな影響を及ぼす可能性のある首都直下地震（東京湾北部地震）や千葉県東方沖地震をはじめ、南海トラフ地震や東海地震などの大規模災害に対応した救護体制のさらなる充実強化を図るため、救護員の研修及び訓練の実施、救護装備の整備と災害救援物資の備蓄、地域における防災ボランティア体制の充実強化に努めるなど、多種・多様な災害に対し迅速かつ円滑な救護活動や支援活動が実施できるよう備える。

また、大規模災害時における日本赤十字社第2ブロック支部の広域救護・救援体制のさらなる強化を図るとともに、県内の防災関係機関との連携を密にし、地区・分区（市区町村）や各赤十字奉仕団・防災ボランティアの協力を得て、迅速かつ円滑な救護活動が展開できるよう救援体制の確立を図る。

更に、これまでの発災直後の応急対応に加え、復旧・復興期における活動や防災・減災に対する活動に取り組む。

1 救護班の編成と研修

被災地において医療救護活動を担う救護班を引き続き成田赤十字病院に12個班、血液センターに2個班編成するとともに、成田赤十字病院にDMAT（災害派遣医療チーム）2チームを常備する。

災害救護業務に従事する救護要員（医師・看護師等の医療職のほか、連絡調整員を含む）となる職員を対象に研修会を開催し、救護活動を実施するうえで必要な知識と技術の向上を図る。

- 救護看護師養成研修会
- 救護資機材習熟訓練
- 全国赤十字救護班（日赤DMAT）研修会
- 救護班要員主事研修会

2 災害救護訓練

大規模災害が発生した際に第2ブロック支部（関東各都県・山梨県・新潟県）が主体となって広域支援活動を円滑に行うことを目的とした、日本赤十字社本社・第2ブロック支部災害救護訓練に参加し、広域支援体制の検証を行うとともに、千葉県支部における救護体制の充実・強化を図る。

また、自治体（県・市町村）や県警本部等の防災関係機関が実施する合同防災訓練等に参加して連携を密にするとともに、赤十字が行う災害救護業務への理解を広げる。

加えて、海上災害時の救護活動や防災力向上のため、相互に連携・協力の業務協定を締結している千葉海上保安部との平時からの訓練等を通じ、一層の実働関係の強化を図る。

〔救護訓練等の実施及び参加〕

- 日本赤十字社本社・第2ブロック支部災害救護訓練（山梨県）
- 被災地支部災害救護実施対策本部運営訓練（茨城県）
- 日本赤十字社千葉県支部合同防災訓練（三施設合同防災訓練）
- 第38回九都県市合同防災訓練（千葉県主催 匝瑳市）
- 第38回九都県市合同防災訓練（千葉市主催 緑区）
- 航空機事故消火救難総合訓練（成田国際空港）
- 千葉県警察本部との合同防災訓練
- 千葉海上保安部との海上多数被災者対応訓練
- 千葉県防災図上訓練
- 成田国際空港エマルゴトレーニング（救急災害医療机上シミュレーション）

3 こころのケア研修

被災者及び救護活動に携わる者自身の「こころのケア」は、救護活動を行ううえで重要な要素であり、活動が円滑に行えるよう救護要員に対し、こころのケア研修を実施する。

4 赤十字防災啓発プログラムの実施

東日本大震災や熊本地震など過去の災害から学んだ知識や教訓を今後の備えとして多くの県民に広めていくために、地域住民や企業を対象に「赤十字防災啓発プログラム」を実施する。

同プログラムでは、千葉県内で今後起こりうる大規模災害をはじめとするさまざまな災害を知るとともに、非常持ち出し品などの日頃の備えや避難行動の注意点、けがをしたときの応急手当の方法、避難所生活で役立つ工夫などの知識や技術を身につけるための講習を行う。

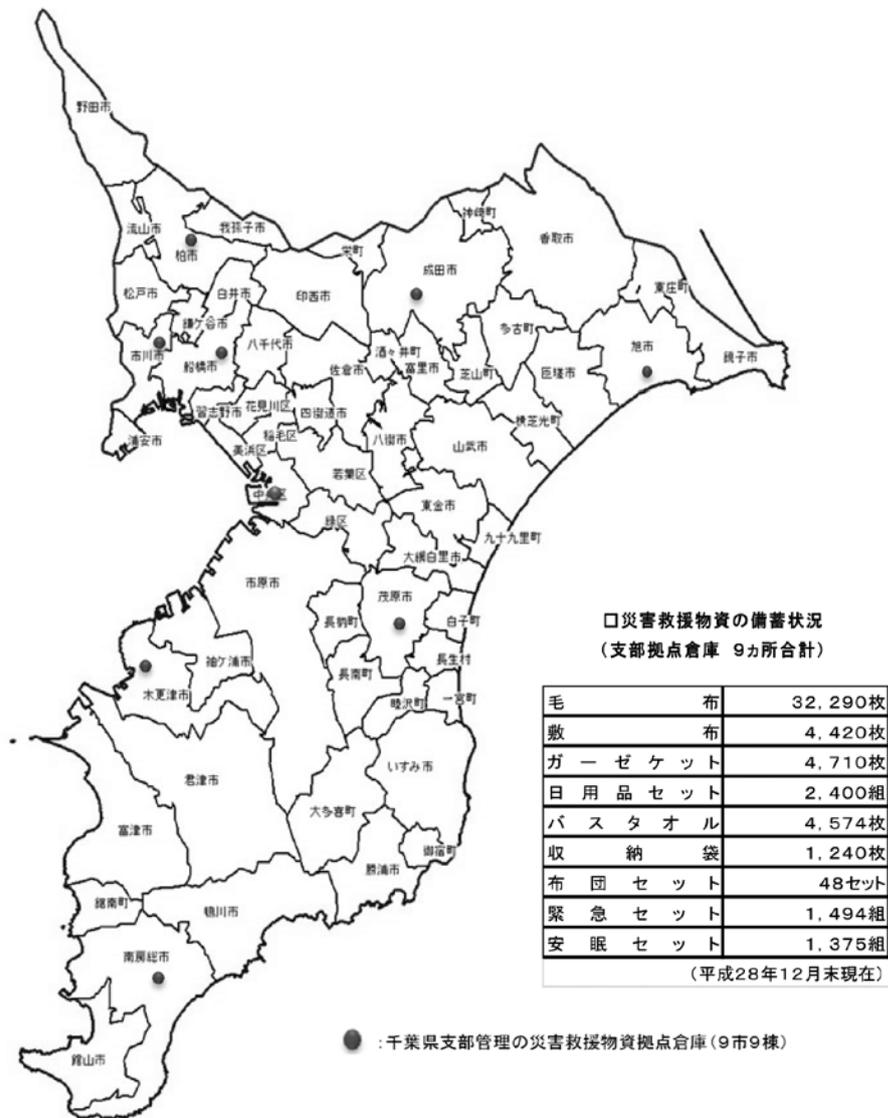
5 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄

(1) 救護活動体制の充実強化のため必要な装備の計画的な整備を進めており、平成29年度は以下を整備する。これらの装備は、支部、施設をはじめ9か所の支部拠点倉庫のほか、必要に応じ地区分区倉庫にも保管する。

- | | |
|--------------|------------------|
| ○救護所関連資材 | ○災害救援車両（更新） |
| ○災害救援物資等保管倉庫 | ○災害用移動炊飯器 |
| ○救急医療用機器 | ○無線機（基地局、移動局の更新） |

(2) 災害救援物資については、9か所の支部拠点倉庫に常備し、適宜点検等を行い被災者への迅速な配付に備えるとともに、災害時輸送協定を締結している千葉県生活協同組合連合会との情報交換に努め、一層の関係強化を図る。

千葉県内の支部拠点倉庫



6 火災等被災者への救援物資配付と見舞金の支給

災害救助法が適用されない県内における火災や風水害等の災害に対し、地区・分区を通じて毛布や日用品セットなどの災害救援物資を速やかに配付するとともに、被災者に対して見舞金を支給する。

7 義援金の募集

国内において、災害救助法が適用される大規模災害、またはこれに類する災害が発生し、緊急かつ広範囲な救援が必要なときは、義援金の募集・受付を行う。なお、寄せられた義援金は、被災都道府県支部または本社に送金し、関係機関の代表者で組織する被災都道府県の義援金配分委員会を通じて被災者に全額配分する。

8 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化

- (1) 県や市町村の防災計画で期待される赤十字奉仕団の役割や活動について周知を図り、迅速・円滑に救援活動が展開できるよう研修・訓練を実施する。
- (2) 防災ボランティアは、県内7ブロックを単位に体制強化を進めており、活動の中核となる地区リーダーの養成を強化するとともに、地域に根ざした活動を展開する体制として、地区・分区や市町村を単位とする地元社会福祉協議会等と連携した連絡協議会の設置に引き続き取り組む。
- (3) 赤十字奉仕団と防災ボランティアの協力協働体制を強化するため、研修や地域における訓練・行事等への参加を通して、日頃から顔の見える関係づくりに取り組む。

千葉県地域防災計画において赤十字奉仕団に期待されている役割

「赤十字奉仕団の活動は、下表に基づき、救護奉仕・看護奉仕・炊出奉仕・物資配付奉仕・避難誘導奉仕等を行う。このため常に各奉仕団・関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他の機関とも綿密な連絡に努める。」

(千葉県地域防災計画抜粋)

千葉県赤十字地域奉仕団…	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団…	避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障がいのある人の介助等）、救援物資の収納管理・配付等
千葉県赤十字安全奉仕団…	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配付等
千葉県赤十字看護奉仕団…	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団…	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会…	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団…	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配付等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団…	避難場所での運営補助（救援物資の搬送及び配付等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団…	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第2 国際活動の充実

世界各地では、今もなお民族対立や政治経済の混乱などに起因する様々な紛争が生じており、多くの難民や避難民が発生している。また、風水害や地震などの自然災害においても多くの被災者が発生している。

このような状況の中、赤十字の国際救援活動は、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟（以下「国際赤十字」という。）の調整のもと世界的なネットワークにより、緊急救援から長期にわたる人道ニーズへの取り組みまで、多岐にわたり行われている。

平成29年度も千葉県支部では、国際活動に参加し、資金援助を行うとともに積極的に国際救援要員の養成・派遣を行う。

1 途上国等に対する支援

カンボジアでは、十数年に及んだ内戦により多くの地雷犠牲者が発生しているため、千葉県支部では平成9年からカンボジア義肢センター運営のための資金援助と、昨年より参画した、カンボジア、ミャンマー、東ティモールにて行っている救急法普及支援事業、ネパール・コミュニティ防災事業に平成29年度も引き続き資金援助を行う。

また、新たにネパール赤十字社に対する青少年赤十字海外支援事業とモンゴル赤十字社に対する組織強化支援事業に参画し資金援助等を行う。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) カンボジア地雷犠牲者支援事業 | (事業年度：平成9年度～) |
| (2) カンボジア救急法普及支援事業 | (事業年度：平成26年度～平成29年度) |
| (3) ミャンマー救急法普及支援事業 | (事業年度：平成26年度～平成29年度) |
| (4) 東ティモール救急法普及支援事業 | (事業年度：平成26年度～平成29年度) |
| (5) ネパールコミュニティ防災事業 | (事業年度：平成28年度～平成31年度) |
| (6) ネパール青少年赤十字海外支援事業 | (事業年度：平成29年度～平成31年度) |
| (7) モンゴル組織強化支援事業 | (連盟事業：平成29年度 単年度) |

2 国際救援要員の養成

※国際医療救援拠点病院等が主催する各種研修会に職員を参加させ、国際救援要員の養成及びスキルアップを図る。

※「国際医療救援拠点病院」

国際救援の人的貢献の拡充を図り、長期にわたり国際活動に従事できる人材を確保し、その経験や知識を蓄積し、併せて緊急救援要請にも応えられるよう、本社は、次の赤十字病院を同拠点病院に指定している。

日本赤十字社医療センター、名古屋第二赤十字病院、大阪赤十字病院、日本赤十字社和歌山医療センター、熊本赤十字病院

3 海外救援金（寄付金）の募集

(1) 海外たすけあいキャンペーンの実施

日本赤十字社ではNHKと共催で、毎年12月1日から25日まで「海外たすけあい」キャンペーンを全国的に展開する。

平成29年度もNHK千葉放送局との協働で地方銀行等の協力を得て、海外救援金の募集を行う。

(2) 海外救援金の募集

海外において、大規模災害や紛争などによる被災者や難民が多数発生し、救援アピールがあった場合は、救援金の募集を行う。

4 安否調査

ジュネーブ条約に基づき、国際赤十字と共同で行方不明者や家族と連絡が取れない人々の所在調査を市区町村協力のもとに実施する。

第3 医療事業の充実

成田赤十字病院は、地域の皆さまの健康を守ることを第一に、^{*1}三次救急やがん治療等の高度医療を担う県北総地域の中核病院として、地域の消防機関との連携を密にするとともに、地域の医療機関との病診及び病病連携の推進を図る。

また、こころあたたかい医療の実践に努め、「地域に必要とされる」、「地域に信頼される」、「地域に期待される」病院を目指すとともに、赤十字の基本理念である「人道」の精神に基づき、災害救護活動等赤十字本来の使命を果たすよう努める。

1 病院運営の健全化

当院は、赤十字病院としての使命と県北総地域の中核病院としての役割を担うことから、質の高い医療を提供することが求められているが、医師の確保が容易でない現状や、高度医療を提供するために必要となる医療機器整備などにかかる資金の確保、さらには医療費抑制政策等外部要因の大きな変化により、経営状況は極めて厳しい状況に置かれている。

このことから、病院運営の健全化に向けて、経営手法のひとつであるBSC（バランス・スコアカード）の手法を引き続き用い、外部環境及び内部環境の分析を十分に行ったうえで、医療の質と安全の向上、さらには患者サービスの向上を図り、より一層の効率的かつ効果的な病院運営に努め健全化を図る。

(1) 事業目標

ア 1日あたり患者数、年間患者数

(ア) 入院患者 637人、232,505人

(イ) 外来患者 1,126人、273,618人

イ 患者1日1人あたり診療収益

(ア) 入院診療収益 62,070円

(イ) 外来診療収益 20,500円

(2) 経営基盤の強化

安心な医療を継続的に提供していくためには、的確な経営分析に基づく収入確保や経費節減に取り組み、経営基盤を強固なものとする必要がある。

そのための取り組みとして、病床の弾力的な運用による有効活用や手術室の効率的運用、退院支援の推進による平均在院日数の短縮、救急患者の受入強化や医療連携強化による新規患者の受け入れ拡充といった患者数及び診療単価の増加に向けた積極的な取り組みを行い、安定的な収益確保を図るとともに、設備投資や資金の借り入れについては、計画性を持って実行する。

また、職員一人ひとりが経営に対する危機意識・改善意識を持ち、一層のコスト削減への取り組みを進め、継続的な費用の削減に努める。

(3) 情報戦略の推進

医療・介護制度の改革が進められる中、大きく変化する経営環境に対応するためには、全職員が基本理念に基づくビジョン、さらには経営状況等の院内情報を共有することが強く求められる。

そのために、各職種が必要とする情報の積極的な発信を行い、情報共有に関する職員の意識改革を進め、すべての職員が経営に参画するための体制を整える。

また、全国の赤十字病院との積極的な情報共有を行い、相互協力・連携を図ることにより赤十字病院グループが有する経営に関するノウハウを活用する。

さらに、近年頻発しているサイバー攻撃や各種ウィルスの脅威に対して、情報セキュリティ対策を推進する。

(4) 人財の確保と育成

患者だけでなく、職員からも選ばれる病院を目指し、職員が安全で心身ともに健康的に勤務できる快適な職場環境づくりに努める。

また、人財の確保と計画的かつ効率的な人財の育成に積極的に取り組む。

ア 医師の確保対策

診療の核となる医師を確保するため、医学生・初期臨床研修医対象の病院合同説明会等へ積極的に参加するとともに、各診療科を通じて、千葉大学とのより一層の関係強化を図る。

また、チーム医療の推進や事務作業補助の充実により、医師の業務負担軽減を図ることで、働きやすい環境作りを推進し医師確保に繋げる。

イ 看護師確保と離職防止

看護の基本となる看護師の確保は、看護学生への奨学金支援、県内外の看護学校訪問等により採用推進を図るとともに、働きやすい環境の整備、キャリアアップ支援による離職防止にも努める。

また、看護体験や臨床実習を積極的に受け入れ、看護師育成等にも協力する。

2 医療提供体制の充実

千葉県保健医療計画で^{*2}5疾患4事業などの医療連携体制の構築が継続的に進められている中、当院は県北総地域の中核病院として循環型地域医療連携システムの役割を果たすため、引き続き地域医療提供体制の充実に努める。

また、質の高い医療の提供に努めるため、医療の質評価の推進、チーム医療の推進、防犯体制の強化を含む医療安全対策の推進等に取り組む。

(1) 高度医療・救急医療の充実

日々、高度化している医療水準に対応すべく、高度で先進的な医療提供を行っていくとともに、難易度の高い手術を提供し、高度医療の充実に引き続き取り組んでいく。

また、救命救急センターを併設する第三次救急指定病院として、地域の救急医療における役割を果たすべく、地域の消防機関との連携を強化し、緊急な処置が必要な患者を24時間体制で受け入れるなど、救急患者の受け入れ強化を図る。

さらに、地域や関係機関に対し当院の機能及び地域医療連携についての理解を促進し、地域医療の機能分化を進め、高度急性期医療を担う病院としての役割を果たすよう努める。

(2) 地域医療連携の強化

地域及び患者さまのニーズに応えるため、医師会、歯科医師会及び地域の医療機関との連携を密にし、地域医療の充実に貢献するとともに、診療科単位の地域連携の取り組みを強化し、新入院患者数の増加を図る。

また、後方支援病院の確保や在宅医療への援助などに積極的に取り組み、長期の入院とならないよう退院支援システムの強化を継続的に実施する。

(3) 健診事業の充実

地域の人々の健康を守るため、人間ドックによる疾病の早期発見、健康へのアドバイスを行うなどの健康増進事業を継続的に推進する。

3 患者サービスの向上

安全で安心、信頼のおける「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療の提供を推進する。

(1) 患者満足度の向上

患者満足度調査を定期的実施し、患者さまのニーズを把握することで、診療内容、設備、接遇及び待ち時間等、患者さまが求めるサービスの向上に結び付ける。

ア 診療後の待ち時間の短縮

患者さまが最も不満に感じる「診療後の待ち時間」に対し、待ち時間の更なる短縮のために事務処理手順の見直しを行い、待ち時間の改善に引き続き取り組む。

イ 接遇の向上

患者さまを取り巻く環境とその立場を理解し、職員それぞれがコミュニケーションスキルを磨き、接遇の向上のために研修等を行い患者サービスの向上に努める。

4 医療社会事業の推進

国内外での医療救援や保健衛生活動、地域に密着した社会福祉活動等をより積極的に実施し、すべての人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献する。

(1) 国内外の医療救援活動

東日本大震災、熊本地震災害の救援活動の経験を踏まえ、災害医療活動が迅速かつ効

果的に展開できるよう、県内赤十字施設および防災関係機関との連携を強化し、発生が危惧される首都直下地震（東京湾北部地震）や千葉県東方沖地震等に備え、迅速かつ円滑な救護活動が実施できるよう救護体制のさらなる充実強化を図る。

また、必要に応じ海外での災害等へ国際救援要員を派遣するなど、国際活動にも積極的に参加する。

ア 災害救護活動への備え

常備救護班 12 個班、^{*3} D M A T 2 チームによる即応体制を堅持し、医療資機材の整備に万全を期す。

また、千葉県等行政機関及び関係機関等が主催する災害救護訓練、防災訓練等へ積極的に参加するとともに、災害看護師等養成研修会やこころのケア研修会を開催するなど、救護活動に必要な知識と技術の習得に努める。

イ 災害対応能力の強化

災害対応については、災害発生時、自院が被災した場合でも診療が継続できるよう事業継続計画を策定するとともに、救護班等の派遣による後方支援体制の強化および D M A T 等他施設からの応援を受け入れる参集拠点病院としての機能強化を図る。

ウ 国際救援活動の充実強化

国外で起こる様々な災害や紛争等に、派遣要請に応じて直ちに職員を派遣できる体制の確立を図る。

また、国際救援要員基礎研修会などの各種研修会へ職員を参加させ、国際的な視野を持った職員を育成し、国際救援要員の充実を図る。

(2) 保健衛生活動の推進

保健衛生活動を推進するため、地方自治体が実施する研修会・講習会、相談及び指導等の事業に積極的に参加協力する。

また、地域に開かれた病院として「公開健康講座」を開催し、地元自治体、医師会等と協力して地域の人々への地域貢献活動として健康増進活動を引き続き推進する。

(3) 救急法等講習会の開催

「救急法」「幼児安全法」「健康生活支援講習」の各赤十字講習会を開催し、地域の方々への積極的な参加を求め、その普及に努める。

特に、心肺蘇生と A E D（自動体外式除細動器）を用いた一次救命処置等の知識・技術について、多くの人々に正しく理解してもらえよう、積極的に講習会を開催するとともに、多くの受講生に参加いただけるよう環境の整備を図る。

また、講習普及を推進する指導員を職員から養成し、講習普及活動への強化を図る。

(4) ボランティア活動の推進

患者さまのニーズにあった魅力ある活動の場を提供できる環境設備に努める。

また、ボランティアとしての誇りと自覚を持った活動を行うために必要な研修を開催

するとともに、視察研修会などを通じ、活動の活性化を促進する。

(5) 医療福祉相談活動の強化

院内各部門の連携を密にし、患者さまのニーズを早期に把握できる体制を強化し、疾病を契機に起こる療養上の様々な不安や心配ごとなどに対し、心理的・社会的支援や社会資源の紹介等の充実した相談支援を積極的に行い、早期社会復帰の促進に努める。

また、地域の行政機関及び医療機関、福祉・介護サービス事業所等との連携に努め、自宅退院、転院、施設入所等患者家族のニーズに応じた退院支援を行うとともに、地域包括ケアシステム構築の促進と地域における医療、介護、福祉の充実に努める。

5 広報活動の強化

地域とコミュニケーションを図る情報発信として、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などを活用し年間を通じた魅力ある広報活動を実施し、地域の皆さまに当院の役割を理解いただくとともに、地域住民との信頼関係を構築する。

また、地域のミニコミ誌やケーブルテレビ等、地元メディアとの協力体制を構築し、地域に対する積極的な広報を実施する。

6 訪問看護ステーションの充実

地域包括ケアシステムの構築が進められる中、訪問看護ステーションとしての活動は非常に重要な位置づけとなっており、当院では患者さまの居住する地域のかかりつけ医とケアマネージャーとの連携を密にし、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが出来るよう継続した自宅療養支援を行い「地域に根ざした訪問看護」を引き続き実践する。

[用語解説]

※1 「三次救急」

救急患者が症状の程度に応じて適切な医療が受けられるよう、県の保健医療計画では救急医療体制の体系的な整備が図られている。

三次救急は、心筋梗塞や脳卒中、多発外傷などの生命に危険が及ぶような重症・重篤な救急患者に対する医療であり、当院の役割はこれにあたる。

これに対し、一次救急（初期救急）は、入院や手術を伴わない医療であり、休日夜間急病診療所や、在宅当番医によって行われる。二次救急は、一次救急の後方医療として入院や手術を必要とする救急患者に対処するための医療であり、病院群輪番制により行われている。

※2 「5疾患4（5）事業」

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神の5疾患と、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）の5事業にかかる医療連携体制

をいう。

千葉県では、へき地医療を除く医療連携体制の構築を進めている。

※3 「DMAT」

災害派遣医療チーム“Disaster Medical Assistance Team”の略で「ディーマット」と発音する。

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、発災直後の救急治療等を行うため、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チームを指す。

その活動は、災害の急性期（概ね48時間以内）における現場活動、病院支援、広域医療搬送等が主な内容である。

第4 看護師の養成

日本赤十字社では、明治23年から救護看護師の養成を行っている。

当支部では、災害救護活動や国際救援活動などに従事できる幅広い能力と、赤十字の理念である人道を具体的な活動として実践できる豊かな人間性を備えた看護師を養成する。

1 赤十字看護師養成のための修学支援

優秀な看護大学生の修学支援を目的とし「日本赤十字社千葉県支部学校法人日本赤十字学園設置大学看護学生奨学金貸与規程」を設け、卒業後は成田赤十字病院において活躍できる赤十字看護師の確保に努める。

各学年8名計32名に対し、奨学金を貸与する。

2 救護看護師の養成

赤十字看護教育機関以外を卒業した看護師も含め、成田赤十字病院に入職した看護師に対し、赤十字の理念や基本原則に則って、災害時において救護看護師として活動できる幅広い能力を身につけるための研修を実施する。

3 県内看護大学生の災害看護教育への協力

城西国際大学看護学部の災害看護教育に協力し、災害時・緊急時に対応できる知識・技術、態度の習得のため、同学部看護大学生に対して災害看護研修を実施する。

第5 血液事業の推進

千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社の「平成29年度事業計画の基本方針及び予算編成方針」及び関東甲信越ブロック血液センターの「関東甲信越ブロックの理念」に基づき、献血の意義理解の促進、献血者の安全確保、関係法令を遵守し、地域血液センターとしての責務である安全な血液製剤の安定した供給の実現を目指します。

1 安定供給

(1) 広域需給管理の充実

ア 輸血用血液製剤をより安定的に供給するため、県内医療機関の情報把握に努め、需要予測の精度向上を図る。

イ 関東甲信越ブロック血液センター内における地域血液センターとしての役割を果たし、ブロック内医療機関の血液需要に対してブロック内における採血により応えるため、赤十字奉仕団をはじめとした各献血推進・協力団体等の協力を得ながら、当血液センターに割り当てられた採血計画の達成を目指す。

ウ 危機管理体制の構築に関しては、災害時における様々なケースを想定し、連絡体制や搬送体制のほか製品退避施設の確保等、県内の安定供給に支障をきたさないよう努める。

供給計画（輸血用血液製剤）

製 剤 名	全 血 製 剤	赤 血 球 製 剤	血 漿 製 剤	血 小 板 製 剤	合 計
計 画 単 位 数	0 単位	295,000 単位	113,498 単位	357,000 単位	765,498 単位

採血計画

採 血 区 分	全 血 献 血		成 分 献 血		合 計
	400mL	200mL	血 漿	血 小 板	
計 画 人 数	150,291 人	7,910 人	42,569 人	25,051 人	225,821 人

(2) 献血推進のあり方の検討

県内の需要に見合った献血者確保について、献血者の安全を守り、医療機関からの需要に応じた採血を実施し、安全な輸血医療に資する血液製剤を供給するため、献血推進及び献血者受入にかかる課題並びに中期的な方針について検討を行う。

(3) 献血者の確保

ア 職員一人ひとりが血液事業の使命を意識し、積極的に献血者確保に取り組む。

イ 移動採血においては、企業、団体等への献血セミナーの実施も含めた渉外活動の強化、献血者サービスの向上を図り、採血計画に応じた献血者の確保に努める。また、部門間の情報共有及び実績の検証方法等の見直しを行い、効率的な採血に取り組む。

ウ 固定施設においては、施設毎の特性を活かした推進を行うことで、複数回献血への

誘導等による定期的献血の推進や状況に応じた採血種別の切り換え等柔軟な対応が可能な確保体制の構築を図る。

エ 複数回献血者の活用については複数回献血くらぶ（当血液センターにおける複数回献血クラブの愛称）を推進するとともに、新規会員の加入を促進する。また、効果的な依頼要請及び献血への理解を促すための定期的な情報配信を行い、会員のモチベーションを高め継続的な献血協力及び複数回献血率の向上を図る。

オ 医療機関からのまれな血液の需要については、ブロック血液センター主導のもと、Rh(-)、CMV(-)及びHLA タイピング済み献血者に対して、複数回献血クラブへの加入を促進し、まれ血登録者の増加を図る。また、血液事業本部からの指示のもと、まれ血（I群）のドナー登録と定期的献血の依頼を推進する。

カ 献血推進2020に基づいた目標（平成32年度までの献血可能人口に対する献血者率を10代で7.0%、20代で8.1%、30代で7.6%とする）達成に向け、次のことにより若年層献血者確保に取り組む。

(ア) 400mL献血を主体とした高校献血会場並びに大学献血会場の増加に努めるとともに実施方法の見直しを行い、若年層が中心の献血団体（学生献血推進協議会等）への積極的な協力依頼及び自主的な活動の促進を図る。

(イ) 献血への動機付けとして、また将来の献血基盤を構築するため、若年層を対象とした献血セミナーを積極的に実施する。

(ウ) ブロック血液センター主導により、ブロック統一の献血者確保対策事業を実施する。

(エ) 千葉県内に根差したメディア、県内スポーツチーム、学生献血推進団体及び千葉県等と連携し、新規献血者の確保及び若年層を中心とした献血推進を図る。

(4) 献血環境の整備

献血ルームについては、「献血ルーム施設整備ガイドライン」に基づき、献血者の安全を確保するとともに、献血者に対し安心感を与え、継続して献血していただける環境整備を図る。また、献血バスで実施している献血会場についても、屋内の会場を確保（借用）し、寒暖差の影響が少ないオープン献血（施設内献血会場）への移行に努めるほか、受付接遇担当職員の育成のための研修体制をブロック血液センターとともに構築する。

(5) 適正使用の推進

ア 中小規模医療機関への情報提供の拡大、また、院内輸血療法委員会への積極的な参加等により医療機関との情報交換を密にし、血液製剤の適正使用を推進するための情報提供及び収集に努める。

イ 行政との連携による合同輸血療法委員会等の開催により情報共有や意見交換を行う。

ウ 血液製剤の適正使用を推進するため、MR教育研修の実施等の人材育成、ブロック血液センターとの情報共有を図る。

(6) 供給体制の充実

医療機関のニーズを踏まえ、広域化のメリットを活かした合理的な輸血用血液製剤の供給に努める。

(7) 血液事業の理解促進

献血の社会的意義や重要性について普及啓発するとともに、患者さんにとってより安全で、医療機関からの需要（ニーズ）の高い400mL献血及び成分献血の必要性について、若年層を中心とする全ての年齢層への周知に努める。

また、血液製剤の安全性向上についても理解促進を図るとともに、信頼性の確保に努める。

ア 若年層への啓発活動としては、千葉県教育委員会協力のもとに実施している高校生向け献血セミナーを継続して実施するとともに、高等学校からの独自の要請にも柔軟に対応して開催件数の増加を図って行く。

中学生向けの啓発活動については、ブロック血液センター主導による「献血セミナー資材開発事業」に沿って取り組んでいくとともに、日本赤十字社千葉県支部との連携による中学校職場体験の受入等に積極的に取り組み、献血とふれ合う機会の創出に努める。

また、地元小学校の施設見学「まち探検」の受入や献血体験型イベント「キッズ献血デー」の開催等による小学生を対象とした啓発活動の他、献血キャラクター「けんけつちゃん」とのふれ合いと献血啓発紙芝居による「けんけつちゃんキャラバン隊」の活動、地域や各種団体が主催するイベントへの「けんけつちゃん」の参加等により未就学児層へも献血思想の普及拡大に努める。

イ 献血協賛企業の増加については、献血協力・推進団体担当者との良好な関係を築き、現在の血液需給状況の情報提供と安定的献血者確保の必要性を説明することにより、献血サポーターへの参加を推進する。

ウ 各市町村献血推進協議会総会やライオンズクラブ等の例会へ積極的に出席し血液事業の現状を説明して、献血の必要性和将来に向けての若年層の献血推進に理解を求める。

また、千葉県内のスポーツ団体とのコラボレーションによるイベント等を通じて広く県内に献血思想の普及啓発を図る。

(8) 献血者の安全確保対策

全国採血副作用検討会、関東甲信越ブロック採血副作用検討会において、採血副作用防止対策の検討及び副作用防止にかかる国内外の情報の共有を行い、効果的な事例については迅速な導入を図る。

2 品質（安全性と有効性）の確保

(1) 品質システムの確立

血液製剤の品質については、「品質マニュアル」に規定されている品質方針に基づき顧客満足度の向上を目指す品質保証体制のもと、製造業の手順に取り入れられた医薬品品質システム確立を図る取り組みを行う。また、P D C Aサイクルを用いた品質保証体制を構築する。

(2) 血液製剤の安全性確保対策の実施

高品質の血液製剤を医療機関に供給することを目的に、品質システムの確立に取り組むとともに、全国のインシデント情報等を活用しながら安全性の向上を図り、事故防止に努める。さらにG D P（医薬品の適正流通基準）を見据えた事業を展開する。

3 適正な事業運営

(1) 法令の遵守

献血者の安全性確保及び血液製剤の品質向上に向け、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」および「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の関係法令を遵守しブロック血液センターと一体となって適正な事業運営を行う。

(2) 事業の透明性の確保

血液確保状況や事業の運営状況をホームページ等において第三者へ積極的に情報発信することにより、事業の透明性確保に努める。

(3) 事業運営体制の充実

ア インシデントレポートシステムについては、事業の安全性を確保することを目的に、集められた情報からP D C Aサイクルによる改善活動を通じて事故の発生防止に努め、業務の安定化、適正化を図る。

イ 危機管理体制の整備として、血液事業本部及びブロック血液センターや日本赤十字社千葉県支部、更には千葉県や県内各市町村との連携を視野に入れながら、大規模災害を想定した当血液センターにおけるB C P（事業継続計画）の立案に取り組む。

ウ 社内向け広報活動については、日本赤十字社の血液事業に従事する職員がより一体感をもって事業に当たることができるような、情報共有やモチベーション向上に資する取り組みをブロック血液センターとともに実施する。

エ ブロック血液センターが実施する通常業務指導により、当血液センターの事業運営について適切に業務が実施されているか実地確認し、改善に取り組む。

オ 平成25年度より全国的に導入された事業評価において、当血液センターにおける事業活動の現状及び課題を把握し、改善を図る。また平成28年度からは、危機管理ガイドラインを基本とする災害時の危機管理体制、日本赤十字社千葉県支部及び千葉県と

の連携等、危機管理区分が導入されたことから、更なる事業の質的向上に努める。

(4) 事業の効率性

ア 血液事業本部から示された事業目標（400mL 献血者率 95% 以上）の達成を目指す。また、献血会場における 1 稼働あたりの 400mL 献血者数を 50 人以上として採血効率の向上に努める等、効率的・効果的な献血者確保に努める。

イ 血液事業情報システムについては、ほぼ安定稼働期に入ったが、引き続き血液情報システムブロック内検討作業部会等により、障害や操作過誤の減少に向けた情報共有などを行い、変化する業務実態に合わせた効率的な職務権限の付与作業や機器等の設置を進める。

(5) 人材育成への取組み

ア 人材の確保

事業を適正に実施し組織を安定的に発展させるため、ブロック血液センター及び当血液センターが求める職員像をブロック血液センター及び日本赤十字社千葉県支部と共有する。

イ 人材の育成環境の醸成

職員自らが仕事を通して自身のキャリアデザインを描き、それを主体的に実現できるよう、人事交流を含むジョブローテーションを行う。それにより、多用な業務経験により変革に柔軟に対応できる能力を有する職員を育成する。また、職員が業務経験及び研修、自己啓発等を通じ総合的な能力開発を行える職場環境を醸成する。更に、職員のキャリアや取得資格等を管理するシステムを有効に活用し、適材適所の職員配置を行う。

また、自己研鑽等による資質向上と日ごろの業務活動に結び付いた継続した教育研修に取り組むことで、医療機関のニーズに対して的確な対応ができる職員を育成する。

ウ 人材育成体制の充実強化

職員一人ひとりが、血液事業を支える能力を身につけ向上していくように、人材育成体制を充実強化する。

エ 強い中堅層及び次世代リーダーの育成

人材育成体制を通して組織の中核となる「強い中堅層」を作り上げ、その「強い中堅層」の中から組織を牽引する「次世代リーダー」を育成する。

4 骨髄バンク事業

造血幹細胞移植を必要としている患者の救命のため、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供と推進に関する法律」を遵守し、造血幹細胞提供支援機関として、国、県及び関係機関とともに、骨髄バンク事業の推進とドナー登録者の確保に努める。

第6 健康・安全のための知識・技術の普及

「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、救急法等5つの講習（救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）を通して、いのちと健康を守る知識と技術を広く県民に普及し、健康・安全に対する意識の醸成と高揚を図る。

また、災害時における「自助」「共助」の重要性が再認識される中、赤十字救急法等の講習普及が地域防災力の向上にも活かされるよう、地域での講習を積極的に開催する。

1 赤十字救急法等講習の開催

日本赤十字社千葉県支部や成田赤十字病院など赤十字施設での開催はもとより、自治会や町内会での地域力向上、学校での児童生徒への安全教育、企業での研修など要望にあわせた講習会を開催する。

平成29年4月1日施行の「千葉県 AED の使用及び心肺蘇生法の実施促進に関する条例」に基づき、他機関と連携し一次救命処置の知識・技術を普及する。

(1) 救急法講習の開催

意識障害や呼吸停止、心停止など直ちに手当が必要な傷病者に対する一次救命処置（心肺蘇生、AED を用いた除細動、気道異物除去）、日常生活における事故防止、けがや傷病に対する手当などの知識と技術を普及する。

ア 若年層への一次救命処置の普及

幼少期から一次救命処置の知識や技術を学ぶことで、人命救助の意識を高めるとともに、自らのいのちの大切さを学ぶ講習会を開催する。

(2) 水上安全法講習の開催

周囲を海や河川に囲まれ自然水域の豊富な県土にある支部として、水の事故から自他の生命を守るための正しい知識、救助に必要な泳法、溺者救助の方法などを普及する。

ア 教職員対象水上安全法短期講習の開催

水泳指導に活用できる事故防止や安全監視の知識、着衣泳（自己保全の方法）指導に活用できる技術を学ぶ講習会を開催する。

(3) 雪上安全法講習の開催

雪上のレジャー・スポーツなどを安全に楽しむため、雪上の事故から生命を守るための知識・技術を身につける方法を本社と協力して普及する。

(4) 健康生活支援講習の開催

健やかな高齢期を迎えるため、自身の健康管理・健康増進、介護予防や高齢者の介護・自立支援のための知識と技術を普及する。

ア 災害時高齢者生活支援講習の開催

被災した高齢者の避難所生活に焦点をあて、高齢者自身やその家族、さらにボランティアに関わる方々に必要な知識と技術を学ぶ短期講習会を開催する。

イ 健康生活支援講習短期講習の開催

高齢者が住みやすい地域づくりを目指し、自身の健康寿命の延伸や地域社会におけるボランティア活動の担い手を育成するため、短期講習会を開催する。

また、認知症を正しく理解し、地域で認知症高齢者やその家族を支える意識を高めるため、短期講習会を開催する。

(5) 幼児安全法講習の開催

子どもを大切に育てるために、乳幼児期に起こりやすい事故の予防と手当、また、かかりやすい病気と症状に対する手当などの知識と技術を普及する。

ア パパとママのための赤十字救急法スクールの開催

地域の子育て支援の一環として、赤十字奉仕団と協力して子育て中の保護者が受講しやすい環境に配慮し、託児付短期講習会を開催する。

2 講習普及体制の充実・強化

講習を効果的に実施するため、指導員の養成や講習資機材の整備など講習指導体制を整える。

また、地域の安全・安心のまちづくりに貢献するとともに、地区・分区や地域の奉仕団員と協働して講習会を開催し、赤十字活動への理解を定着させる。

(1) 救急法等講習指導員の養成

指導員養成講習を開催し、指導員の養成・確保に努め、指導体制の強化を図る。

ア 救急法指導員養成講習

2回 40名養成

うち1回は千葉県警察職員を対象とした救急法指導員養成講習を実施する。

イ 健康生活支援講習指導員養成講習

1回 20名養成

(2) 講習指導員の指導力の強化

指導員研修会等を通して、指導員に必要とされる知識・技術の維持向上、指導力の強化を図る。

(3) 赤十字奉仕団等との協力体制の強化

県内すべての地域で救急法等講習が開催されるように、地区・分区、各奉仕団へ働きかけるとともに、協力体制を構築する。

ア 地区・分区、奉仕団等が開催する講習の奨励

イ 奉仕団によるパパとママのための赤十字救急法スクール託児支援

ウ 奉仕団による講習指導のサポート

3 健康・安全思想の普及を目的としたイベントの開催及び協力

救急法等講習の普及を目的として、日々における事故防止の意識を高めることを主眼に置き、楽しみながら、いざという時に活かせる一次救命処置及び応急手当の知識と技術の向上の機会とするため、「救急法フェスタ」を開催する。

また、県内で開催される各種イベント等に参加・協力し、一次救命処置や応急手当、災害時のボランティア活動に役立つ技術を学ぶ体験コーナーなどを展開し、健康・安全のための知識を普及する。

○ 「救急法フェスタ 2017」の開催

平成 29 年秋 千葉市内で開催予定

○ 県内イベントへの協力

市民祭り、地域奉仕団一日赤十字、九都県市合同防災訓練、自治会防災訓練等

[平成29年度 救急法等講習計画]

講習名	講習区分	回数	人数
救 急 法	基礎講習	160	4,800
	救急員養成講習	80	2,000
	短期講習	800	28,000
	資格継続研修	20	400
	小 計	1,060	35,200
水上安全法	救助員養成講習Ⅰ	5	175
	救助員養成講習Ⅱ	2	30
	短期講習	15	750
	資格継続研修	4	80
	小 計	26	1,035
雪上安全法	資格継続研修	1	5
	小 計	1	5
健康生活支援	支援員養成講習	25	375
	短期講習（災害時高齢者生活支援講習を含む）	100	3,000
	資格継続研修	3	15
	小 計	128	3,390
幼児安全法	支援員養成講習	12	180
	短期講習（パパとママのための赤十字救急法スクールを含む）	150	3,000
	資格継続研修	4	40
	小 計	166	3,220
合 計		1,381	42,850

*基礎講習・養成講習…各講習規定に基づく時間により実施。学科と実技の検定を行い、一定の成績を修めた方には、認定証を発行。

*短期講習……………基礎講習・各養成講習の一部を短時間（概ね2～3時間程度）で実施。

*資格継続研修……………講習規定に基づく時間により実施。受講により資格（救急法救急員、水上安全法救助員Ⅰ・Ⅱ、雪上安全法救助員Ⅰ・Ⅱ、幼児安全法支援員、健康生活支援講習支援員）を更新する。

第7 赤十字奉仕団による活動

赤十字奉仕団は、赤十字の理念に基づき、地域のニーズに目を向け、誰もが健康で安全に暮らせる住みよい社会と、災害に強い地域の構築に貢献することを目的として以下の活動を行う。

また、活動にあたっては、先見と創意工夫をもって自主的かつ積極的に取り組む。

加えて、これまでの防災・減災セミナーの開催実績と内容を考慮して活動に反映し、団員増強につながるよう取り組み、活動の輪を広げるとともに、活動の中心となるリーダーの養成と活用に力を入れる。

1 防災・減災のための活動

災害に強く誰もが住みやすい地域作りに貢献するため、広く県民に対して自助・共助の理解と普及に努める。また、災害発生時のニーズに応えるため、以下の活動を行う。

- (1) 赤十字防災啓発プログラムの普及
- (2) 災害時の活動を念頭においた技術の習得
- (3) 九都県市合同防災訓練をはじめ、地域防災計画に基づいた防災訓練等への参加と平時における各機関・団体との連携構築
- (4) 日常及び災害時の高齢者や障がい者、外国人などの支援

2 地域の人々の健康と安全を守るための活動

住民が健康で安全に暮らせる地域を目指し、各赤十字ボランティア及び青少年赤十字と協力し、以下の活動を行う。

- (1) 救急法等講習会の開催
- (2) 献血推進活動
 - ア 夏期・冬期特別献血の実施
 - イ 移動採血車や献血ルームでの呼びかけ等
 - ウ 若年層への恒常的な献血思想の普及・啓発活動
- (3) 地域高齢者生活支援及び子育て支援
 - ア 高齢者支援活動モデル地区の指定
 - イ 高齢者訪問支援活動
 - ウ パパとママのための赤十字救急法スクール託児支援
 - エ その他の地域福祉活動
- (4) 青少年赤十字採用校（園）及び地域の学校における防災・福祉学習への支援
 - ア 高齢者疑似体験、車いす体験の実施
 - イ 防災学習への協力

ウ 救急法等短期講習の開催

エ 着衣泳教室の実施

オ 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニングセンター、スタディー・センターへの運営協力

カ 指導技術等研修会の開催

(5) 地域の人々のニーズに基づいた活動

ア 臨時救護等の実施

イ 医療通訳及び翻訳

(6) ピア・エデュケーションの手法を用いた啓発活動

※ピア・エデュケーション

「ピア (peer)」とは、仲間、同僚、同等の者という意味の言葉で、世代や文化、ライフスタイルなどが同じような特性を持つ者を指し、「ピア・エデュケーション」とは、こうした社会的背景を同じくする立場の近い者同士による教育手法のことを言う。

教育といっても、学校での授業や専門家による指導といった一方的なものではなく、「ピア」として対等な立場で共に学び合うということがピア・エデュケーションの特徴である。

3 赤十字思想の普及と組織強化のための活動

奉仕団活動を通じて、赤十字事業推進の基盤である活動資金の募集及び赤十字奉仕団員の増強を図り、赤十字思想の普及に努める。また、奉仕団の組織を強化し、リーダーとなる人材を育成するため、以下の活動を行う。

(1) 各地区・分区における「一日赤十字」などの地域住民を対象とした行事の開催

(2) 各ブロックにおける「赤十字のつどい」の開催

(3) 赤十字運動月間キャンペーンへの参加 (5月)

(4) 赤十字奉仕団による活動資金募集活動

(5) 義援金、救援金の募集活動

(6) NHK海外たすけあいキャンペーン (12月)

(7) 広報活動

ア 支部の作成する広報媒体を用いた広報活動

イ 奉仕団のホームページの充実とSNS等の活用

ウ 各奉仕団における機関紙の発行及び地域広報紙の活用

(8) 人材育成

ア 基礎研修会

赤十字奉仕団員としての基礎的な知識・技術を身につける研修の場として、地域奉仕団は「一日赤十字」などを活用した研修を開催し、特別奉仕団は支部における集合型の研修会を開催する。

イ 中級研修会

活動の中核となる団員を対象に地域奉仕団及び特別奉仕団合同の「レッドクロス・ボランティアスクール」を開催する。

ウ 上級研修会

各奉仕団のリーダーとなる団員を対象に、地域奉仕団及び特別奉仕団合同の「リーダー研修会」を開催する。

エ リーダーフォローアップ研修会

上級研修修了者を対象に、フォローアップ研修会を開催する。

オ 赤十字奉仕団支部指導講師研修会の開催

カ 各奉仕団における実践的な団員研修会の開催

○研修内容及び研修修了者の活用を検討するための運営委員会の開催

キ 本社主催の研修会

○地域・特殊奉仕団対象赤十字ボランティア・リーダー研修会への参加

○青年奉仕団対象ボランティア・リーダー研修会への参加

○赤十字奉仕団支部指導講師研修会への参加

4 赤十字事業に協力する活動

赤十字関係施設において、近隣奉仕団を中心として奉仕活動を実施する。

- (1) チャリティーコイン仕分け、裁縫奉仕、衛生材料作り等
- (2) 献血ルーム及び街頭献血会場における献血の呼びかけや献血者への接遇等
- (3) 成田赤十字病院における患者等支援活動
- (4) 支部主催行事等への参加と協力

5 奉仕団活動推進と各奉仕団、支部との連携のための会議の開催

- (1) 支部委員会の開催
- (2) 地域奉仕団正副委員長・常任委員会議の開催
- (3) 市区町村委員長会議の開催
- (4) 各特別奉仕団委員会の開催
- (5) 運営委員会の開催

赤十字奉仕団員の信条

- 一、すべての人人のしあわせをねがい、陰の力となって、人人に奉仕する。
- 一、常に、くふうして、人人のために、よりよい奉仕ができるよう努める。
- 一、身近な奉仕をひろげ、すべての人人と手をつないで、世界の平和につくす。

(赤十字奉仕団規則第2条)

千葉県の赤十字奉仕団

1 地域奉仕団

市区町村単位で組織し「人道の精神」のもと、地域のニーズを探り、より良い地域社会をめざす活動を展開する。

2 特別奉仕団

(1)青年奉仕団

18歳から35歳までの団員で構成され、赤十字事業に協力するほか、独自に防災・減災、HIV／AIDS予防啓発活動などを展開する。

(2)特殊奉仕団

ア 安全奉仕団

赤十字救急法等講習会のボランティア指導員として、講習普及に努める。

イ 看護奉仕団

看護師資格者等で構成し、看護技術等を活かし、健康相談や臨時救護活動を展開する。

ウ 語学奉仕団

語学力を活かし、通訳や翻訳活動で外国人の命と健康、尊厳を守る活動を展開する。

エ 成田赤十字病院ボランティア会

成田赤十字病院を活動の場として、入院患者及び外来患者等に対して心の安らぎを与える活動を推進する。

オ 特殊救護奉仕団

無線通信等の特殊技術や救急法の技術を活かし、有事の際の情報収集・伝達等機動的な救護活動を展開する。

カ 安全水泳奉仕団

水の事故から生命を守るための知識・技術等の普及に努める。

キ 青少年赤十字賛助奉仕団

青少年赤十字の元指導者（教職員）で構成し、青少年赤十字指導者協議会と連携協力して青少年赤十字活動を普及推進する。

* 「共通活動項目」

- ① 少子高齢社会に対応した地域老人福祉活動または児童の健全育成活動
- ② 非常災害に対する防災、救助活動
- ③ 赤十字思想の普及及び活動資金増強に対する支援対策

第8 青少年赤十字の活動

青少年赤十字は、青少年が赤十字の精神に基づき、学校や地域における日常生活の中での実践活動を通じて、園児・児童・生徒が望ましい人格と精神を自ら形成することを目的として、採用校（園）・各地区において、さまざまな活動を展開している。

平成29年度は、県内における青少年赤十字の普及・充実のため、青少年赤十字の指導体制の強化とあわせ、教材・資材の充実を図り、県内の幼稚園・保育園から高等学校までの採用校（園）及び未採用校（園）に対して、青少年赤十字の理解を促進する。

また、青少年赤十字活動の活性化を図るため、採用校（園）においては3つの実践目標である「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」の具体的な活動の推進、赤十字諸原則の学習と国際人道法の精神の理解を促進し、メンバーの増強と資質の向上に努めるとともに、県指導者協議会をはじめ、県・市教育委員会等関係機関との連携を強化し、事業の円滑な実施体制の構築に努める。

更には、赤十字奉仕団をはじめとした関係者のもとで、防災教育を「総合的な学習の時間」や「道徳教育」等の中での「生きる力」の育成ととらえ、採用校・未採用校にかかわらず、一層の充実・強化・推進に努める。

青少年赤十字の3つの実践目標

- (1) 健康・安全……………生命と健康を大切にする。
- (2) 奉 仕……………社会や人のために尽くす責任を自覚し、実行する。
- (3) 国際理解・親善……………広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う精神を養う。

青少年赤十字の態度目標

- (1) 気 づ き……………注意深い生活を心がける習慣を養う。
- (2) 考 え……………社会の問題やニーズに気づき、その原因と解決のための道筋や方法を考える。
- (3) 実行する……………問題解決のために具体的な活動を実行する。

1 学校関係者の理解促進と青少年赤十字活動の普及

(1) 青少年赤十字の理解促進・指導者（教職員）の資質向上

青少年赤十字未採用校（園）の教職員を対象とし、教育現場で活かせる技術を提供し、県内における青少年赤十字活動の普及に努めるとともに、採用校（園）及び各地区において指導者の養成と人材の活用を図るため、対象に応じた青少年赤十字関連の研修を充実させる。

(2) 広報活動の強化

活動情報の共有による青少年赤十字活動の活性化と、採用校（園）や未採用校（園）関係者、県民に対する青少年赤十字活動への理解促進のため、機関紙やホームページを活用し、積極的な情報提供に努める。

2 青少年赤十字採用校（園）における活動の充実

(1) 実践目標具体化のための活動メニュー・活動機会の提供

総合的な学習の時間や防災教育、道徳教育や特別活動のなかで青少年赤十字活動のメニューの紹介を行うことにより、各校（園）における青少年赤十字活動の活性化と定着を図る。

また、各種学習資料・学習機会の提供、各種奉仕団との連携による人材派遣を通じて、救急法等講習会（健康安全プログラム）、奉仕活動・福祉体験学習の促進、一円玉募金の推奨等を行い、青少年赤十字の三つの実践目標の具体的な実践活動を支援することにより、メンバーの増強と資質の向上を図る。

(2) 児童・生徒を対象とした学習機会の提供

各学校（園）においてリーダーシップを発揮するメンバーを育てるため、児童・生徒を対象とした地区青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターの開催を支援し、県青少年赤十字スタディー・センターを開催するほか、本社主催各種研修会等へのメンバーの派遣、支部・病院・血液センターでの児童・生徒の受け入れ等体験学習の機会の提供及び講師の派遣を行う。

(3) 各種交流行事の充実による活動の促進

県内の青少年赤十字メンバー及び指導者が一堂に会する千葉県青少年赤十字のつどい（千葉県青少年赤十字大会）を開催し、各採用校（園）における取り組みの共有と関係者の相互交流を行うことにより、青少年赤十字採用校（園）の活動を促進する。

また、同世代の青少年赤十字メンバー相互の活動報告及び意見交換の機会として、メンバー協議会・交流会の開催を支援する。

(4) 国内外への青少年赤十字メンバー派遣事業

青少年赤十字の実践目標の1つである「国際理解・親善」の具体的な活動として、海外へ中学生・高校生メンバー及び指導者を派遣し、現地赤十字メンバーとの交流を実施する。

また、日本赤十字社に関連のある地を訪ね、赤十字への理解を深めるとともに、他県の青少年赤十字メンバーとの交流を通じて、青少年赤十字活動の活性化を図るため、小学生メンバー及び指導者を他県へ派遣する。

3 事業実施体制の強化

(1) 青少年赤十字の研究促進

採用校（園）における青少年赤十字活動の充実を図るとともに、未採用校（園）への啓発に努め、青少年赤十字の振興を期することを目的に、県内青少年赤十字採用校（園）から青少年赤十字研究推進校を指定し、青少年赤十字活動の研究促進を図り、研究の成果を発表する。

(2) 関係機関との連携強化

青少年赤十字指導者協議会との協力により、学校現場のニーズに即した活動方針及び事業計画の策定と事業の運営に努める。

また、各種赤十字奉仕団と青少年赤十字の組織との連携強化を図るため、青少年赤十字・赤十字奉仕団連絡協議会の推進を図るとともに、千葉県教育委員会・千葉市教育委員会の連携・協力を得て活動の円滑な運営を図る。

第9 義肢製作所の運営

医療技術が日々進歩する中で求められる^{*1}補装具も^{*2}義肢から装具へと需要にも変化が見られ、個々のニーズも多様化してきている。このような状況を踏まえ、身体に障がいのある方々に対して、安心して生活が送れるようより質の高いサービスを提供し、障がいによる日常の不便を軽減し”苦痛を和らげる”ための事業を展開する。

なお、昭和27年の開設以来、義肢の製作を中心に行なってきた経験と技術を活かし、今後も県民の皆様が安心して利用できる当製作所ならではの特徴ある運営を行なっていく。

1 利用者の生活の利便性を向上させるための取り組み

アフターサービス・メンテナンスサービスに重点を置き、その中でも緊急を要する修理などの支援に努め、故障など利用者が不便を強いられている状況を早期に改善し、障がいのある方々が安心してより良い日常生活を送れるよう施設を整備し、最適な補装具を提供する。

また、近年利用者の高齢化に伴い義肢に使用される部品などにも変化が見られ、機能や性能よりも軽量化や装着しやすさなどが求められてきていることから、運動能力や生活環境に合わせた義肢を提供し利用者の負担軽減に努める。

2 赤十字ならではのサービス活動

高齢化などで来所困難な方々が増え、訪問の希望が増加している現状から、自宅や入所施設などへ出向き補装具の修理や調整などを行う訪問相談を引き続き行い、利用者の立場にたったきめ細やかなサービスを提供するよう努める。

また、千葉県障害者相談センター及び千葉市障害者相談センターが実施する出張相談に参加し、遠隔地及び来所困難な方々の利便を図る。

業務管理などを徹底し、製作・修理期間の短縮に努めることで義肢・装具を必要としている利用者に迅速に製品を供給し、利用者へのサービス向上に努める。

3 最新情報による知識と適合技術の向上

職員一人ひとりが常に製作・適合技術の向上に努め、より良い製品を製作するために、品質の安定化を図り、利用者の能力や要望に沿うような製品作りに取り組み、より一層の安心と信頼を提供する施設として取り組む。

また、利用される方々のために^{*3}義肢装具士は、医療の専門職としてコンプライアンスを厳守するとともに、技術の研鑽と知識の向上に努める。そのため職員一人ひとりが福祉や医療などの情報を敏感に察知し、最新の知識や適合技術の収集・習得に努め、利用者へのサービスの幅を広げることで、最良の義肢・装具を提供する。また、OJTにより技術の均一化と製作・適合技術の向上に努めるとともに、作業の効率化を図り、コスト削減に取り組む。

4 利用者の拡大

新規の利用者を獲得するため、職員の製作能力を高めるとともに、インフォームドコンセントや徹底した補装具の調整・適合により利用者との信頼関係を構築し、継続的な利用促進につなげる。

また、タブレット PC などを活用し、県や市の相談センターや市町村の障がい者支援担当課などに情報提供を行い、義肢・装具の機能向上、利用者の「生活の質」向上を図る。

ホームページやパンフレットなどを活用した広報活動に努め、市町村の障がい者支援担当課や医療機関などへの認知度を高め、受注獲得に努める。また、日本赤十字社が行っている事業としての信頼を他社との差別化につなげ、赤十字の普及とともに利用者の拡大を図る。

5 障がい者福祉活動の理解促進

見学者や小中学生の体験学習などを積極的に受け入れ、義肢製作所の活動を通じて赤十字事業への理解を深め、併せて、障がい者への関心と理解を広げる道徳教育の場とするとともに、交通事故などの事故防止の啓発に努める。また、医療福祉系の大学や専門学校から実習生を受け入れ、臨床実習の場を提供し、医療・福祉教育への貢献と赤十字事業への理解と協力を促す。

6 事故防止体制の徹底

製作した義肢・装具のチェック体制を確立し、利用者が安心して使用し、安全に生活を送れるよう事故防止に努める。

日本赤十字社千葉県支部義肢製作所

赤十字活動の基本である人道の原則に基づき

- 一、私たちは利用される方の立場になり、常に最良の補装具を提供します。
- 一、私たちは利用される方の「希望とほほ笑みある生活」を支えます。
- 一、私たちは「共に生きる」明るい笑顔の街づくりを願い、社会参加を応援する福祉施設として活動します。

[用語解説]

※1 「補装具」

身体の失われた部分を補う義肢など、および機能的欠陥を補助して支持力や運動力を付加する装具などの総称。義肢（義手・義足）・装具・車いす・杖・義眼・補聴器がこれにあたります。

※2 「義肢・装具」

義肢とは切断により四肢の一部を失われた場合に、元の手足の形態または機能を復元するために装着、使用する人工の手足（JIS用語）のことです。大別すると義足・義手に分かれます。また、切断した部位によって細かく名称が分かれます。

装具とは四肢・体幹の機能障害の軽減を目的として使用する補助器具（JIS用語）のことをいいます。上肢や下肢、体幹の働きや動きに障がいのある方が装着して変形の防止、運動の補助などを目的に使用されます。疾患部位や程度、目的別で様々な装具があります。

※3 「義肢装具士」

義肢装具士法で「厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とするものをいう。」と定義されております。

第10 赤十字精神と社旨の普及

日本赤十字社の事業の進展を期するうえで、組織の根幹である会員の増強と活動資金の確保は、最も基本的かつ重要な課題である。

このため、多くの県民の理解と共感を得て赤十字活動への自発的な参加を促進するとともに、活動資金の増強につなげるため、5月・6月の赤十字運動月間に集中的な広報・募集活動を行うほか、年間を通して赤十字の活動情報を積極的に提供する。

1 運動月間等における広報活動

5月・6月の「赤十字運動月間」、12月の「NHK海外たすけあい」キャンペーン期間中は、日本赤十字社がマスメディアの協力を得て、全国的に赤十字に関連するイベント等が実施される。この期間は、広く県民に赤十字を広報する絶好の機会であることから、積極的かつ創意的な広報に取り組み、赤十字の理解者を増やし新たな支援につなげるよう努める。

(1) 赤十字運動月間における広報活動

ア 地区・分区を通じた地域に密着した広報

- (ア) 自治会・町内会用チラシの各戸配布又は回覧による活動計画及び活動報告の周知
- (イ) 地域で開催される活動資金募集説明会等における募集協力者（奉仕者）への周知
- (ウ) 地区・分区や地域奉仕団による、地元メディアや各地域広報誌の活用
- (エ) 各地区・分区における地域開催の各種イベントへの参加
- (オ) 地域コミュニティーの構造の変化に応じた適切な広報活動の推進

イ 支部が行う広報活動

- (ア) 千葉ロッテマリーンズとの協働による、球場来場者に向けての赤十字活動の広報と周知（デイゲームの1日を赤十字応援デーとして展開）
- (イ) 地方紙への支部活動広告の掲載
- (ウ) 地域電波を活用した運動月間の周知
- (エ) 「県民だより」への活動・決算報告の掲載（9月号）による周知

(2) NHK海外たすけあい期間（12月）における広報活動

ア 本社作成資材及びインターネットの活用

イ 奉仕団、青少年赤十字の協力による広報・募集活動の実施

2 年間を通じた広報・企画

広報誌やホームページ等の広報媒体を活用し、支部が行う事業や活動の他に、地区・分区及び赤十字奉仕団が行う活動を積極的かつタイムリーに発信し、広く浸透させることにより、赤十字への更なる支援体制の強化を図る。

また、イベント等に参加し、赤十字の事業や活動を知っていただく機会を設け、赤十字

への興味と感心を広げ、赤十字への理解促進につなげるよう努める。

(1) 広報媒体による広報活動

日本赤十字社本社及び千葉県支部が保有する広報媒体を活用し、事業や活動を具体的に周知することで、支援者はもとより、広く県民に赤十字を知っていただく広報に努める。

ア 支部機関紙等の定期発行

支部及び地区・分区、赤十字奉仕団が行う県内の赤十字事業・活動を伝える媒体として、広報紙を定期発行し、地区・分区や寄付者、奉仕団員の方々に配布する。

○ 支部機関紙「赤十字 NOW」(年4回)

○ ニュースレター(随時)

イ 本社発行月刊紙「赤十字 NEWS」の提供

日本国内及び世界各地の赤十字の活動を伝える本社発行の月刊紙を地区・分区や奉仕団員等へ配布する。

ウ ホームページ等の運用

ホームページを活用し、支部及び地区・分区、奉仕団員等が行う身近な事業や活動を紹介する。

また、SNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用することにより、迅速かつタイムリーに赤十字活動を周知するとともに、若年層を含む幅広い年代に広く赤十字を知っていただくことに努める。

(2) 千葉県赤十字会館「ギャラリー糸杉」を活用した広報活動

見学や体験学習で赤十字会館を訪れる方々に、日本赤十字社が行う事業や活動、千葉県支部が保有する資機材などを展示することで、国際救援活動や災害救護活動等への理解促進を図る。

(3) イベント等による広報活動

県民に広く赤十字の理念や活動を普及させることを目的に、他団体・企業が開催するイベント等に積極的に参加するだけでなく、千葉県3施設による子どもたちを対象とした体験型のイベントを開催する。

(4) イメージ戦略による広報活動

赤十字マークや公式マスコット・キャラクター「ハートラちゃん」の露出を高め、赤十字への興味と関心につなげ、赤十字活動への参画を促す。

3 赤十字活動資金の募集

自治会及び町内会、協賛委員、地域奉仕団などの理解・協力を得て実施する戸別訪問による個人を対象とした募集や地域奉仕団による地元企業や商店街への訪問による法人を対象とした募集を行うほか、地区・分区の理解を得ながら支部としても協力者の利便性に配

慮した多様な募集環境の実現を図るための取り組みを行う。

なお、活動資金募集にあたっては、本年度から施行される改正会員制度の意義や活動資金の使途、活動実績について説明し、理解と支持を得ていくことが重要であり、このことに留意した広報活動を合わせて実施する。

(1) 個人を対象とした募集

- ア 自治会・町内会、協賛委員、地域奉仕団等の協力による戸別訪問での活動資金募集
- イ 公共機関職員、関係施設及びパートナーシップ構築企業における職域での募集拡大
- ウ 口座振替、クレジットカード決済等での活動資金募集の積極的な取り組み
- エ ダイレクトメールによる県民（義援金・救援金寄託者等）への活動資金協力の依頼
- オ 金融機関（信託銀行、普通銀行）や税理士協会などへの相続財産の寄付・遺贈による寄付についての積極的なアプローチ

(2) 法人を対象とした募集

- ア 赤十字活動や活動資金の使途を明確にした資料を用いた地域奉仕団による企業訪問
- イ 県経済界において指導的役割を担っている*経済7団体に対する後援依頼の継続、その他後援団体の開拓
- ウ 支部職員による企業訪問
- エ ダイレクトメールによる県内法人への依頼

※「経済7団体」

- 一般社団法人千葉県法人会連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、
- 一般社団法人千葉県経営者協会、千葉県経済同友会、一般社団法人千葉県経済協議会、
- 一般社団法人千葉県商工会議所連合会（順不同）

4 企業との協働活動の取り組み強化

近年、社会的存在としての企業価値を高めるべく、社会（地域）貢献活動を経営戦略の一つに位置付ける企業が規模の大小を問わず増加している。支部では、企業の社会（地域）貢献活動の受け皿となる事例を提示し、活動資金に限らない多様な形態での赤十字と企業の継続的なパートナーシップの構築・強化に努める。

また、広く企業の赤十字活動への参画を呼びかけるため、周年記念企業へのアプローチを強化するほか、マスメディアや企業・支部ホームページによる協働事業の紹介を行う。

5 千葉県赤十字有功会による支援強化

赤十字事業の推進のための安定的な基盤づくりを進めるため、有功章受章者に有功会への加入を勧奨するとともに、講演会やチャリティー行事、会員相互の情報交換等の場を提供し、魅力ある有功会活動を通じて会員の増強に努める。

また、支部の現況などを説明し、赤十字活動資金の協力を積極的に呼びかけ、支部に対する支援強化を図るとともに、会員の赤十字への支援に対する意識の高揚を促す。

日本赤十字社の「会員・協力会員」と財源

日本赤十字社法（昭和 27 年制定）及び同定款では、日本赤十字社に会員及び協力会員を置くことされており、「会員」は年額 2,000 円以上の会費を納めていただき運営に参画する支援者、「協力会員」は、目安として年額 500 円以上をご提供いただく幅広い支援者とされています。

日本赤十字社の主な財源は、会員・協力会員の皆様による資金のほか、任意に寄せられる寄付金があり、これらを総称して「活動資金」と呼んでいます。

日本赤十字社千葉県支部では、県民の皆様には赤十字事業へのご理解をいただいたうえで、会員・協力会員として活動資金へのご協力をお願いしており、国内外で展開されるさまざまな赤十字の事業・活動はこれらの活動資金によって支えられています。

第11 地域における赤十字活動

赤十字活動は、防災・保健・福祉・教育等の各分野において、行政の手の届かない部分を補完し、健康で安全な暮らしやすい地域づくりを目指すものであることから、支部と地区・分区の連携による地域のニーズに即した赤十字活動の推進、活動実施のための基盤強化に努める。

1 地域のニーズに即した赤十字活動の推進

人口規模や年齢構成比等、地域ごとに置かれている状況とニーズが異なることから、地域における赤十字活動実施の主体である各地区・分区がそれぞれのニーズに応じた赤十字活動を展開できるよう、以下の支援を行う。

(1) 地区・分区における赤十字活動展開の支援

各地区・分区がより充実した活動を展開していく契機となるよう、関係会議等で地域における赤十字活動の取り組み事例や課題の共有を行う。

特に、地区・分区が主体となった赤十字活動の一層の推進、赤十字の認知度向上及び支援者増強のため、地区・分区の協力を仰ぎながら、地域の特色に合わせた効果的な赤十字運動実施方法を検討する。

(2) 地区分区交付金の有効活用促進

赤十字活動の財源となる地区分区交付金の有効活用を促すため、各地区・分区に向け、活動にともなう具体的な交付金の活用例について情報提供を行う。

2 地域における赤十字活動実施のための基盤強化

支部、地区・分区間の連携及び赤十字活動に対する関係者の理解が赤十字活動展開の基盤となることから、支部及び各地区・分区間の連携を密にし、赤十字業務の標準化・効率化、適正な活動実施に取り組む。

(1) 支部及び各地区・分区間の連携強化

支部、地区・分区間で赤十字事業に対する方向性を共有し、関係者から事業に対する多くの支持を得られるよう以下の会議及び研修会を開催する。

- 地区・分区長会議 (4月)
- 新任事務委員研修会 (4月)
- 赤十字活動推進会議・研修会 (8月)
- 地区・分区事務委員連絡会議 (平成30年2月)

(2) 赤十字業務の標準化と効率化

赤十字活動マニュアルの活用により地域における各種事業の位置づけを明確にし、関係者の赤十字関連業務に対する理解促進及び負担軽減をはかる。また、情報管理システ

ムを活用し、業務の効率化を図る。

(3) 適正な活動実施

赤十字活動の支援者への説明責任を果たすため、業務の自己点検を各地区・分区に依頼するとともに、地区分区業務実査（9地区・分区対象）を実施し、赤十字活動を適正に実施する。

第12 事業推進のための会議と事業を担う人材の育成

1 評議員会

各事業の計画、実施状況、予算・決算等について審議するため、評議員会を以下のとおり開催する。

(1) 平成29年6月

ア 平成28年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業報告並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出決算等に関する件

イ その他重要な業務に関する件についての審議

(2) 平成30年2月

ア 平成30年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業計画並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等に関する件

イ その他重要な業務に関する件についての審議

○地区・分区選出評議員	62名		
○支部長選出評議員	9名	計	71名

2 参与会議

各事業の計画及び予算等について意見を聴取するため、参与会議を以下のとおり開催する。

(1) 平成30年1月

ア 平成30年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業計画並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等についての意見聴取

イ その他必要な活動（業務）の報告など

支部参与	○千葉県防災危機管理部長
	○千葉県健康福祉部長
	○千葉県教育長

3 研修会の開催

赤十字職員としてコンプライアンスを遵守し、日本赤十字社の使命を自覚した上で、事業や職種を超えて、共通の目的、方向性を踏まえながら、県民の信頼に応え、赤十字運動を担える人材を育成することを目的に、3施設（支部・病院・センター）で次の研修を開催する。

また、一部研修については、スケールメリットを活かして第2ブロック支部（関東（1都6県）+新潟県+山梨県）で共同開催する。

(1) 階層別研修

役職・職務階層に必要な知識習得や能力開発を目的に実施する。

ア 新規採用職員研修

イ 中堅職員研修

ウ 新任係長級職員研修（日本赤十字社第2ブロック支部共同開催）

エ 係長級職員研修

オ 新任課長級職員研修（日本赤十字社第2ブロック支部共同開催）

カ 課長級職員研修

(2) 職能別・課題別研修等

階層・職種にとらわれず、特定のテーマや課題に関する知識を習得することを目的に実施する。

第13 収支予算の概要

1 一般会計

平成29年度一般会計歳入歳出予算については、752,850千円を計上したが、これは前年度に比べ15,116千円の増、率にして2.0%の増となっている。主な要因については、以下のとおりである。

歳入予算では、支部の基幹的財源である「第1項 社資収入」については、前年度と同額の620,000千円を計上した。

また、「第11項 前年度繰越金」については、近年の決算状況に鑑み、50,000千円を計上した。

歳出予算については、既存事業の見直しを行い、経費の節減に努めるとともに、県民から寄せられる赤十字への期待と要請に応える事業活動を展開するため、限られた財源の重点的かつ効果的な配分に努めた。

「第1項 災害救護事業費」については、「災害からいのちを守る赤十字」としての役割を果たすため、233千円の増、率にして0.3%の増の80,317千円を計上した。

「第2項 社会活動費」については、義肢製作所の材料費の減などにより、386千円の減、率にして0.2%の減の166,629千円を計上した。

「第6項 社業振興費」については、社員制度見直しに伴い会員への赤十字NOW等による情報提供を充実させるため、1,106千円の増、率にして1.2%の増の93,232千円を計上した。

「第10項 積立金支出」については、災害等資金残高が他県支部に比べ少ない水準にあることから、前年度繰越金の範囲内で可能な限り積み立てることとし、5,259千円の増、率にして11.2%の増の52,252千円となった。

また、サイバー攻撃や不正アクセスに対し万全なセキュリティ対策を備えた「全社統合情報システム」を導入するため、「第12項 総務管理費」については、6,640千円の増、率にして5.3%の増、「第13項 資産取得及び資産管理費」については、2,124千円の増、率にして24.1%の増となった。

平成29年度 一般会計歳入歳出予算総括表

1 歳 入

(単位：千円・%)

科 目	平成29年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第1款 支部収入				
第1項 社 資 収 入	620,000	620,000	0	-
第2項 委 託 金 等 収 入	0	0	0	-
第3項 補助金及び交付金収入	0	0	0	-
第5項 繰 入 金 収 入	5,000	5,000	0	-
第10項 雑 収 入	77,850	82,734	△ 4,884	△ 5.9
第11項 前 年 度 繰 越 金	50,000	30,000	20,000	66.7
合 計	752,850	737,734	15,116	2.0

2 歳 出

(単位：千円・%)

科 目	平成29年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第1款 支部費				
第1項 災 害 救 護 事 業 費	80,317	80,084	233	0.3
第2項 社 会 活 動 費	166,629	167,015	△ 386	△ 0.2
第3項 国 際 活 動 費	5,397	5,397	0	-
第4項 指定事業地方振興費	50,000	50,000	0	-
第5項 地区分区交付金支出	75,340	75,200	140	0.2
第6項 社 業 振 興 費	93,232	92,126	1,106	1.2
第7項 基盤整備交付金・補助金支出	3,096	3,096	0	0.0
第10項 積 立 金 支 出	52,252	46,993	5,259	11.2
第12項 総 務 管 理 費	130,905	124,265	6,640	5.3
第13項 資産取得及び資産管理費	10,932	8,808	2,124	24.1
第14項 本 社 送 納 金 支 出	81,750	81,750	0	0.0
第15項 予 備 費	3,000	3,000	0	-
合 計	752,850	737,734	15,116	2.0

2 医療施設特別会計

平成 29 年度医療施設特別会計収益的収入及び支出予算は、収入総額 21,661,062 千円で前年度比 1.1%の増、支出総額は 21,461,491 千円で 0.2%の増であり、この結果、収支差引額は 199,571 千円の利益を計上した。

収入予算については、総額の 95.9%を占める医業収益を 20,770,067 千円、前年度比 1.4%増と見込んだところである。

平成 27 年度より特に注力している救急患者及び紹介患者の確保対策を更に強化させ、新入院・新外来患者数の増加、平均在院日数の短縮、病床利用率の向上により増収を見込んだものである。

支出予算については、総額の 96.8%を占める医業費用を 20,769,463 千円、前年度と同等額を見込んだところである。

これは、収益の増収による材料費の増加、また、医師、看護師等の確保に伴う給与費の増も見込んでいるが、減価償却費の減少が大きく影響し前年度と同等額に止まったところである。

次に、資本的収入及び支出予算は、総額で 1,161,885 千円を計上したが、その主な内容は、医療機器等の整備に 423,032 千円、施設設備の改修に 160,018 千円、A 棟建設及び医療情報システム等にかかる借入金の元金償還に 442,306 千円である。

なお、その財源については、内部留保金（自己資金）、各種補助金をもって賄うこととしている。

平成29年度 医療施設特別会計歳入歳出予算総括表

1 収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成29年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院収益				
第1項 医業収益	20,770,067	20,482,640	287,427	1.4
第2項 医業外収益	847,171	915,443	△ 68,272	△ 7.5
第3項 医療社会事業収益	7,990	8,121	△ 131	△ 1.6
第4項 付帯事業収益	35,834	27,114	8,720	32.2
第5項 特別利益	0	0	0	-
合 計	21,661,062	21,433,318	227,744	1.1

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成29年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院費用				
第1項 医業費用	20,769,463	20,760,681	8,782	0.0
第2項 医業外費用	394,055	394,457	△ 402	△ 0.1
第3項 医療奉仕費用	238,192	220,795	17,397	7.9
第4項 付帯事業費用	42,621	34,964	7,657	21.9
第5項 特別損失	9,976	5,806	4,170	71.8
第6項 法人税等	7,184	7,276	△ 92	△ 1.3
第7項 予備費	0	0	0	-
合 計	21,461,491	21,423,979	37,512	0.2

収支差引額 199,571 千円

2 資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成29年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院収入				
第1項 固定負債	304,621	109,570	195,051	178.0
第3項 その他資本収入	857,264	620,581	236,683	38.1
合 計	1,161,885	730,151	431,734	59.1

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成29年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院費				
第1項 固定資産	583,050	231,625	351,425	151.7
第2項 借入金等償還	578,835	498,526	80,309	16.1
合 計	1,161,885	730,151	431,734	59.1

3 予算の積算基礎となる患者数

科 目	平成29年度予算額	前年度	増減額	増減率	
入院患者数	年間	232,505	237,600	△ 5,095	△ 2.1
	1日平均	637.0	651.0	△ 14	△ 2.2
外来患者数	年間	273,618	284,400	△ 10,782	△ 3.8
	1日平均	1,126.0	1,170.4	△ 44	△ 3.8

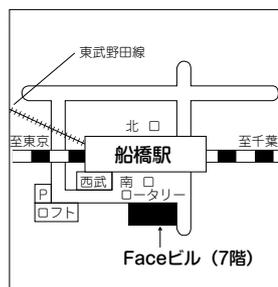
施設一覽

施設名	住所
日本赤十字社千葉県支部	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7531 FAX 043-248-6812
日本赤十字社千葉県支部義肢製作所	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7535 FAX 043-241-7586
成田赤十字病院	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-6477
千葉県赤十字血液センター	〒274-0053 船橋市豊富町690 TEL 047-457-0711 FAX 047-457-7304
千葉県赤十字血液センター千葉港事業所	〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-8331 FAX 043-241-8813
千葉県赤十字血液センター鴨川供給出張所	〒296-0032 鴨川市花房57-3 TEL 04-7099-1611 FAX 04-7099-1613

県内献血ルーム

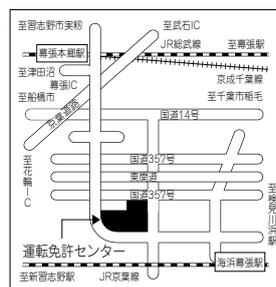
献血ルームフェイス (JR船橋駅南口 Faceビル7階)

※西側入口のエレベーターで7階
〒273-0005
船橋市本町1-3-1
Tel 047-460-0521
Fax 047-460-0522
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



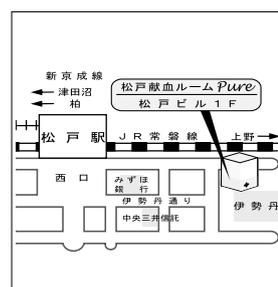
運転免許センター献血ルーム (千葉運転免許センター内)

※「駐車場」手前の右側
〒261-0025
千葉市美浜区浜田2-1
Tel 043-276-3641
Fax 043-276-3955
受付時間 9:00~13:00
14:00~16:30
(日曜日は16:10)
休日: 土曜日・祝日・年末年始



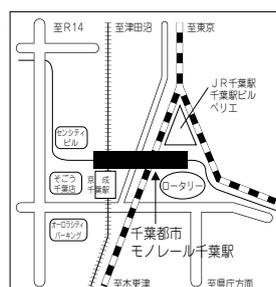
松戸献血ルーム Pure (松戸ビル1階)

※JR松戸駅西口伊勢丹松戸店隣
〒271-0092
松戸市松戸1307-1
Tel 047-703-1006
Fax 047-703-1007
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



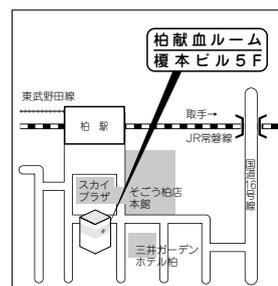
モノレールちば駅献血ルーム (モノレール千葉駅構内)

※京成千葉駅千葉そごう側改札口前
〒260-0031
千葉市中央区新千葉1-1-1
Tel 043-224-0332
Fax 043-224-0431
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



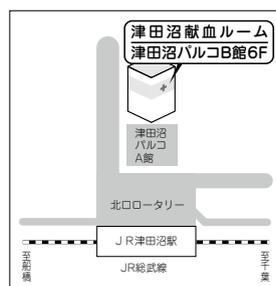
柏献血ルーム (榎本ビル5階)

※入口の右側エレベーターで5階
〒277-0005
柏市柏2-2-3
Tel 04-7167-8050
Fax 04-7163-6045
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



津田沼献血ルーム (津田沼パルコB館6階)

〒274-0825
船橋市前原西2-19-1
Tel 047-493-0322
Fax 047-493-0323
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



※運転免許センター献血ルームは、全血献血(200mL・400mL)のみの受入。
※各献血ルームの成分献血受付終了時間は午前中は12:00、午後17:00。

案内略図

1 千葉県赤十字会館

・日本赤十字社千葉県支部
 〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7
 TEL 043-241-7531 (代)
 FAX 043-248-6812
<http://www.chiba.jrc.or.jp>

・千葉県赤十字血液センター 千葉港事業所
 〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7
 TEL 043-241-8331 (代)
 FAX 043-241-8813

◆ JR千葉駅よりモノレールをご利用の場合は、「千葉みなと」行きにご乗車のうえ「市役所前」で下車ください。

2 成田赤十字病院

・成田赤十字病院
 〒286-8523 成田市飯田町90-1
 TEL 0476-22-2311 (代) FAX 0476-22-6477
<http://www.narita.jrc.or.jp>

JR成田駅、京成成田駅下車
 千葉交通バス5分、日赤前下車
 (成田ニュータウン方面
 宗吾・甚兵衛渡行き利用)

京成公津の杜駅下車徒歩15分

3 千葉県赤十字血液センター

・千葉県赤十字血液センター
 〒274-0053 船橋市豊富町690
 TEL 047-457-0711(代)
 FAX 047-457-7304
 供給FAX 047-457-8397
<http://www.chiba.bc.jrc.or.jp>

